

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正の概要

令和3年12月
奈良県文化・教育・くらし創造部
青少年・社会活動推進課

1 改正の趣旨

民法の改正（令和4年4月1日施行）により、「婚姻による成年擬制の規定」が削除されたことに伴い、奈良県青少年の健全育成に関する条例に規定する「青少年」の定義を改正するもの。

2 改正の概要

奈良県青少年の健全育成に関する条例第17条（定義）を改正

第17条第1号 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）

↓

18歳未満の者 ~~（婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。）~~

3 施行期日等

(1) 施行年月日

令和6年4月1日

(2) 備考

令和4年4月1日施行の改正民法の経過措置で、

民法改正前に、婚姻により成年に達したとみなされた者は、民法改正後も引き続き成年に達したとみなされること

改正民法施行時に16歳以上18歳未満の女子は、改正前民法に準じて、「婚姻することができる」、「これにより婚姻した女子は成年に達したとみなされる」こと

により、改正前民法の「婚姻による成年擬制の効力」は令和6年3月31日まで存在し得るため、改正条例の施行年月日は、その効力が消滅する令和6年4月1日を施行年月日とする。